

消費生活相談室

「消費者庁」が出来ました

9月1日に消費者行政を一元的に担う「消費者庁」が発足しました。これまでは製品やサービスで担当する省庁や部局が異なる「縦割り行政」や、現行法の規制の網がかからない「すき間」の弊害で、被害者への対応が後手に回りがちでした。ガス瞬間湯沸かし器の一酸化炭素中毒事故やこんにゃくゼリーの窒息事故はその典型です。そうした反省から消費者庁の創設が提唱され発足に至りました。

消費者庁は所管の法律をもとに悪質業者に行政処分や指導をします。業界を監督する省庁が行う処分や対応が不十分と判断したら、その省庁に改善を求め、どう対応したか報告を求めます。人命にかかわる重大事故が起されれば、商品販売の一定期間の停止を事業者に命じることでもあります。

今後、消費者からの相談・苦情を受け付ける全国共通の電話番号が設けられ、最寄りの消費生活センターへつながるよう計画されています。また、消防、警察、保健所などとも連携し、消費者被害や事故情報を一元的に集めることも大きな役割です。情報を分析し、その結果の公表や行政指導・処分で被害拡大や再発の防止などにつなげます。

消費者関連ホームページ

<http://www.caa.go.jp/> (消費者庁)

<http://www.kokusen.go.jp/> (独立行政法人 国民生活センター)

<http://www.no-trouble.jp/#top> (経済産業省消費生活安心ガイド)

<http://www.consumer.go.jp/> (内閣府)

<http://www.nite.go.jp/> (独立行政法人 製品評価技術基盤機構)

小郡市消費生活 相談室

▶ 窓口開設日
毎週月・火・木・
金曜日 / 午前9時
～正午、午後1時
～4時

▶ 問い合わせ先
小郡市消費生活相
談室 ☎ 72-2111
内線 144)



こちら119

発行 三井消防署
☎ 72-5101 (代)

11月9日は「119番の日」

119 番通報は落ち着いて正確に

119 番の日は、市民と消防を結ぶ命のホットライン 119 にちなんで、昭和 62 年に制定されました。

あなたが、落ち着いて正確な情報を通報することで、救急車や消防車の到着が早くなり、被害を最小限に抑え、尊い命を救うことにつながります。災害はいつどこで起こるかわかりません。

「いざ」という時に備え、正しい 119 番のかけ方を身に付けましょう。

《通報のポイント》

通報を受けると、職員が次のように問いかけます。

- ① 火災ですか、救急ですか。
- ② 場所はどこですか。近くに目標物はありますか。
- ③ 何が燃えていますか。または病気ですか、けがですか。
- ④ 逃げ遅れた人はいますか。または傷病者の年齢、性別、呼吸や意識の有無など、どのような状態ですか。
- ⑤ あなたの名前と電話番号を教えてください。

《通報時の注意点》

- ① 通報した人の住所や電話番号等の必要な情報がすぐに確認できる家庭の電話から、できるだけ通報してください。また、GPS 機能が付いた携帯電話でも位置確認が出来るようになりました。
- ② 携帯電話から、局番なしで 119 番通報できますが、電波の状態により、管轄外の消防署につながる場合がありますので、市町名からはっきりと伝えてください。
- ③ 耳や言葉の障害で会話による通報が困難な人は、ファクスで、住所、氏名、状態などを書いて 119 番に送信してください。

また、携帯電話やパソコンの電子メールによる通報は、事前の登録手続きが必要です。申し込みは、久留米広域消防本部情報指令課、三井消防署および小郡市役所福祉課社会福祉係で受け付けています。

◆ 災害情報や日曜祝日に診療できる病院の案内

案内電話番号 0180-999-789

※ 119 番は、災害時の緊急電話ですので、お問い合わせはご遠慮ください。

◆ 火災発生情報をメールでお知らせ

携帯電話登録受付用アドレス <http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/saigai/pb/mobile/pb.html>

問い合わせ先 久留米広域消防本部情報指令課 ☎ 38-5151 ファクス 32-4603

※ 利用状況等の影響でメール受信が遅れたり、届かない場合があります。